

様式第3（第8関係）

指定管理者評価判定結果報告書

令和5年 7月13日

高 浜 市 長 殿

高浜市心身障害児福祉施設みどり学園
指定管理者選定評価委員会

委員長 亀山 洋光



令和4年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1 施設の名称	高浜市心身障害児福祉施設みどり学園			
2 指定管理者の名称	社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会			
3 指定期間	平成31年 4月1日 ~ 令和6年 3月31日			
4 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	(1) みどり学園の維持管理に関する業務 (2) 小学校就学前の心身の発達に遅れのある児童をその保護者とともに集団療育することにより、児童の社会生活適応能力及び基本的生活習慣の自立促進並びに保護者の家庭における療育方法の習得を図るための業務 (3) 心身に障害を有する児童の福祉の増進を図るため、市長が必要と認める業務 (4) 費用の収納に関する業務			
5 大分類項目の評価				
項目	満点	評点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	20点	18点	90.0%	A (優良)
② 施設設備の維持管理に関する事項	20点	18点	90.0%	A (優良)
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	60点	57点	95.0%	A (優良)
6 総合評価				
項目	満点	評点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	93点	93.0%	A (優良)
7 評価結果についての講評 (委員)				
<ul style="list-style-type: none"> ・限られた環境・設備の中で、空間を創意工夫しながら活用され、利用者にとって不利益が生じにくくなるよう努めており、子どもも生き生きと過ごしていた。 ・施設面の改善が多くある中で、予算を確保しながら1つずつ取り組んでほしい。 ・大きなホールがあると、様々な療育活動の場面の解決に繋がる。 ・なかよしカフェの実施は、親子にとって貴重な1日となるため、ぜひ実施していただきたい。 ・駐車場の利用可能箇所が増えることは、利用者にとってより快適な利用が可能になる。 ・職員が様々な工夫をしており、利用者のニーズに応える姿勢が感じられる。 				